

令和3年度
小規模保育事業所設置・運営事業者選定
に関する当町の方針

上峰町住民課子育て支援係

1. 趣旨

国が令和3年度から実施している「新子育て安心プラン」では、待機児童の解消を目指し、女性の就業率の上昇を踏まえた保育の受け皿整備、保育士確保の推進、幼稚園やベビーシッターを含めた地域のあらゆる子育て資源の活用等を推進しています。

当町には、現時点で幼保連携型認定こども園3か所がありますが、女性の社会進出により低年齢の子どもの保育希望が増加していることや、町の定住促進施策により、今後も保育需要は増加基調で推移することが見込まれます。

このような状況があるためか、昨年より事業者様から小規模保育施設の設置についてお問い合わせをいただいております。

本方針は、小規模保育事業所設置・運営事業者選定に関する当町の考えを定めたものです。この方針の内容は予告なく変更になる場合があります。

2. 対象施設及び箇所数の方向性

(1) 対象となる施設

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15第2項に基づく認可を受けて開設する小規模保育事業所A型。

(2) 箇所数

町が必要と認める数

3. 申請事業者の要件

申請事業者は、以下の要件を全て満たすものとします。

- (1) 事業者自らが、当該事業所を設置し、運営すること。
- (2) 当町の保育事業の一翼を担うことを十分理解し、町の保育行政に積極的に協力すること。
- (3) 社会的信用を有しており、資金計画及び事業計画、経営主体の経営が健全かつ安定していること。また、本事業の実施に必要な資金を準備できること。
- (4) 事業者が現に運営している施設について、所管官庁の直近の監査等により、重大な改善命令や指摘を受けていないこと。
- (5) 当該法人及びその代表者が国税又は地方税を滞納していないこと。
- (6) 事業者が民事再生法に規定する再生手続きの開始、又は破産法に基づく破産手続きの開始決定を受けていないこと、若しくはこれらの手続きを申請していないこと。
- (7) 上峰町暴力団排除条例(平成24年3月21日条例第6号)第2条の規定による暴力団、暴力団員又は暴力団員等若しくは暴力団等と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 社会福祉法人・学校法人以外の事業者に対しては、社会福祉事業の知識経験を有すると認められる者であること。
- (9) 上記のほか、社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法、上峰町家庭的保育

事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例その他関連法令及び通知並びに当町の指導等を遵守して保育所を設置・運営できる者。

4. 運営条件

(1) 定員

19人以内

※設定された定員までの児童の入所を約束するものではありません。

※保育需要の状況により定員の弾力化による受入れをお願いする場合があります。

(2) 保育対象児童

0歳児～2歳児

(3) 開所時間

7:00～19:00の間で11時間

(4) 休所日

次に掲げる日を休所日とします。

①日曜日

②国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

③12月29日から翌年の1月3日までの日（①②に掲げる日を除く。）

(5) 設置認可等

上峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を満たし、児童福祉法の規定に基づき町の認可を受けることとします。

(6) 事業実施期間

開所から最低10年間は運営を継続するものとし、事業から撤退する場合は、相当の期間において当町に届け出るものとし、

(7) 経理

設置する小規模保育事業所専用の口座を設け、他の事業の会計と区分することとします。

(8) その他

- ・連携施設（認定こども園・認可幼稚園・認可保育所等）を確保することとします。
- ・苦情を受け付ける窓口を設けるなど苦情解決の仕組みを整備することとします。
- ・業務上取得した個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適切に取扱うこととします。
- ・上乗せ徴収を求める場合は、あらかじめ当町と協議することとします。

5. 令和4年度中に開設する場合の申請手続きについて

※この申請手続きは、事業希望者の中から事業予定者を選定するためのものです。小規

模保育事業の認可申請は、別途提出していただく必要があります。

(1) 書類提出期間

令和3年12月10日（金）まで

※事前協議を経ないで提出された申請書類は受理しません。

(2) 提出場所

上峰町役場 1階 住民課 子育て支援係

※書類の提出は持参のみとします。郵送等、持参以外の方法による提出はできません。事前に電話で日程調整を行ったうえで、ご来庁ください。また、提出期間を過ぎたものは受理しません。

(3) 提出書類等

- ・「上峰町小規模保育事業所設置・運営事業者選定申請書類一覧」に基づき、書類作成をしてください。
- ・提出部数は、正本1部、副本3部（正本の写し）とします。
- ・申請書類は番号ごとにインデックスを付け、1部ずつA4ファイルに綴じてください。
- ・町が必要と認める場合は、申請書類提出後に追加書類の提出を求める場合があります。
- ・申請書類は、原則として、A4縦型、横書き（図面はA3版）で作成してください。
- ・申請書類は返却しません。
- ・提出された申請書類等は、上峰町情報公開条例の規定により取り扱います。

6. 事業予定者の選考方法について

- (1) 申請事業者から提出された書類を基に以下の内容について書類審査を行います。なお、選考に係る参考意見を聴取するため、12月20日（月）から23日（木）までのいずれかの日程でプレゼンを行っていただきますので、準備をお願いします。

(2) 審査内容

大項目	小項目
事業者概要	申請の動機 保育理念 法人の業務実績、知識・経験 法人の経営姿勢・財務状況 など
提案内容	土地の確保、施設の立地（保育環境・利便性） 施設整備の内容、工程管理 安全・衛生管理等 資金計画

	職員体制、職員の育成・職員研修 保育内容、特別保育等への取組、危機管理体制 利用者への配慮、苦情対応 など
その他	保育士確保の企業努力に対する方針 など

(3) 事業予定者の決定

事業予定者は、書類審査等を踏まえ町長が決定します。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、令和3年12月28日（火）までに申請事業者へに通知します。

審査した結果、事業実施の目的を達成できないと判断した場合は事業者の決定を行わないことがあります。

7. その他注意事項

(1) 誤字脱字等の修正を除き、原則として提出された資料の内容の変更は認めません。ただし、町が必要と認めたときには、追加資料等の提出、内容の再説明等を求める場合があります。

(2) 申請に係る一切の経費は、選定結果に関わらず申請事業者の負担とします。

(3) 申請の取り下げ及び辞退をする場合は、書面（様式は任意）に理由を明記し、提出するものとします。

なお、提出された申請書類は、理由の如何に関わらず返却いたしません。

(4) 次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合があります。

①申請書類等が本方針で定めた条件を満たさない場合

②申請書類等に虚偽の記載があった場合

③審査の公平性に影響を与える行為があった場合

④その他、関係法令及び本方針に違反すると認められる場合

(5) 整備にあたり、必要となる行政上の手続きについては、事前に関係機関と相談のうえ、確認を行ってください。

(6) 事業予定者として決定された以降の計画変更は、原則として認めませんが、サービスの向上につながるものや、やむを得ない理由により変更が必要なものについては、当町と協議の上認める場合があります。

(7) 決定事業予定者において、提出書類に記載された事項に虚偽事項若しくは重大な違背行為があると認めるときは、本選定による決定を取り消すことがあります。この場合、決定事業予定者がすでに要した費用の弁済を町へ求めることはできないものとします。

(8) 本方針に定めのない事項又は疑義が生じた際は、当町と協議し定めることとします。

問い合わせ先・提出先

〒849-0123 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所 383 番地 1

上峰町役場住民課 子育て支援係

電 話 0 9 5 2 - 5 2 - 7 4 1 2

F A X 0 9 5 2 - 5 2 - 4 9 3 5

Eメール jumin@town.kamimine.lg.jp